

与那原町新庁舎等複合施設基本・実施設計業務委託

平成30年7月20日

質問及び回答

	質問	回答
1	<p>実施要領p3 (2)⑥ 類似業務の対象施設は告示第15号～に定義される建築物とありますが、民間建築物も対象と解釈してよろしいでしょうか。 また、新築設計業務全行程とは設計・監理と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>類似業務の対象施設は民間建築物も含まれます。 また、新築設計業務全行程には設計業務のみとなり、監理は含まれていません。</p>
2	<p>実施要領p3 (4) 表の配置技術者の設備・その他の担当主任技術者は協力事務所として、配置も可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>配置可能となります。詳しくは別添を参考ください。</p>
3	<p>実施要領p8 13. (3) 技術提案書提出時に見積書提出とありますが、仕様書に業務内容及び範囲(○印等)となる箇所が示されていません。ご提示をお願いします。</p>	<p>仕様書に記載されている内容全てが業務範囲となります。</p>
4		
5		
6		

与那原町新庁舎等複合施設基本・実施設計業務委託

配置技術者の配置に関する確認表（詳細）

凡例 ○：該当する企業から配置

△：該当する企業のいずれかから配置

◆：協力事務所から配置可能

×：該当する企業からの配置は不可

□：一次審査（書類審査）対象技術者範囲

配置技術者	単体企業		JV（設計共同企業体）		
	単体企業	協力事務所	代表企業	構成員	協力事務所
管理技術者	○	×	○	×	×
建築意匠担当主任技術者	○	×	△	△	×
建築構造担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
電気設備担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
機械設備担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
その他、主任技術者	○	◆	△	△	◆

※補足：協力事務所については、表（上記）のとおりで配置可能ですが、一次審査の対象（加点）とはなりません。一次審査の対象（加点）は、赤枠で囲った範囲となります。